

第36回「星空の街・あおぞらの街」全国大会業務
公募型プロポーザル実施要領

令和6年2月

山形県朝日町

1. 実施の目的

令和6年9月14日～9月15日に朝日町で開催される第36回「星空の街・あおぞらの街」全国大会の効率的・効果的な実施のため、式典及び歓迎レセプションに係る運営等業務について、優れた企画提案を募集し、最も適切な受託事業者を選定することを目的とする。

2. 業務の概要

(1) 業務名

第36回「星空の街・あおぞらの街」全国大会業務

(2) 委託期間

契約締結の日から令和6年11月29日まで

(3) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(4) 委託上限額

9,000,000円（消費税込み）

3. 選定方法

公募型プロポーザル方式により選定する。

4. スケジュール

公募開始	令和6年2月22日（金）
質問の提出期限	令和6年2月29日（木）
質問の回答期限	令和6年3月4日（月）
企画提案書の提出期限	令和6年3月11日（月）午後5時必着
1次審査（書類審査）通知	令和6年3月13日（水）
2次審査（プレゼンテーション審査）	令和6年3月18日（月）
2次審査結果通知	令和6年3月21日（木）
契約締結	令和6年4月上旬

5. プロポーザルへの参加資格

次の（1）～（8）に掲げる事項を全て満たしていることを要件とする。

- （1）参加申し込み時点において、朝日町競争入札参加資格を有していること。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- （3）会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者にあつては、当該手続開始の決定の後に建設工事等競争入札参加資格の再審査取扱要領（平成15年4月21日制定）により資格の再認定を受けていること。
- （4）参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を受けていないこと。
- （5）朝日町暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第1号から第3号までに規定する者でないこと。

- (6) 申請する本店又は支店等で、申請日現在において国税及び地方税等を滞納していないものであること。
- (7) 山形県内において、皇族御臨席の全国大会、大規模イベント等を実施した経験があること。

6. 本件に関する質問及びそれに対する回答の方法等

(1) 質問の内容

本プロポーザルに関する質問は、企画提案書の作成及び提出に必要な事項並びに業務実施に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問並びに提案内容に係る質問は一切受け付けない。

(2) 提出方法

質問書（様式4）を電子メールにより朝日町総務課危機管理対策室まで提出（送付先は12を参照）すること。なお、電話での着信確認を行うものとする。

(3) 提出期限

令和6年2月29日（木）午後5時

(4) 回答方法

質問に対する回答は、電子メールにより行うが、必要に応じて朝日町ホームページでも公表を行う。

(5) 回答予定

令和6年3月4日（月）

7. 企画提案書の作成及び提出

企画提案書を次により提出すること。

(1) 提出書類

- ① 参加意思表明書（様式1）
- ② 業務実績書（様式2）
- ③ 企画提案書表紙（様式3）
- ④ 企画提案書（任意様式）
- ⑤ 参考見積書（任意様式、業務に必要な経費を計上し積算内訳を記入したもの）
- ⑥ 業務責任者名および業務遂行体制（任意様式）
- ⑦ 業務スケジュール表（様式任意）

(2) 提出部数

正1部、副6部（正は原本、副は写し）

(3) 提出方法

持参または郵送により朝日町役場総務課危機管理対策室まで提出（送付先は12.を参照。）

(4) 企画提案書作成時の注意事項

企画提案書は、A4判20ページ以内（縦使い、両面印刷の場合は10枚）とし、文字サイズは11ポイント以上とする。

8. 審査

(1) 1次審査

4社を超える参加申込があり、全提案者のプレゼンテーション等の実施が困難であると判断される場合は、参加資格要件を満たす者の中から審査委員会で提出書類を審査し、一定基準に達している業者のうち上位4社を選定する。

(2) 1次審査の結果通知

1次審査の結果については、令和6年3月13日（水）に、全ての提案参加予定者に対して、電子メールで通知する。

(3) 2次審査（プレゼンテーションの実施）

1次審査を通過した業者の中から、審査委員会にて、評価が最も優れている事業者を選定するため書類審査及びプレゼンテーションを行う。

①開催期日 令和6年3月18日（月）

②説明時間 13時30分から

プレゼンテーションは20分程度（質疑応答の時間を含む）とする。

③その他

企画提案書を基にプレゼンテーションを行うこととし、当日の追加資料配布などによる説明は不可とする。ただし、説明用としてのパワーポイント等の利用は許可する。プロジェクター及びスクリーン、ノートパソコンは会場に用意するが、それ以外の備品が必要な場合は各自で用意すること。

9. 契約の締結

町と契約予定事業者は、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに契約を締結するものとする。なお、契約予定事業者は改めて見積書を提出するものとする。

契約の締結にあたっては、地方自治法及び朝日町財務規則をはじめとする諸規程によるものとする。

10. 失格次項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 指名停止の措置を受けた場合
- (2) 企画提案書が提出期限までに提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽があった場合
- (4) 見積額が委託上限額を超えている場合
- (5) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (6) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく審議に反する行為等、審査会委員会で失格であると認めた場合

11. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出書類の所有権は町にあるものとし提出された書類の返却はしないものとする。ただし、提出書類の著作権は参加者に帰属し、町はプロポーザルに関する事項のみに書類を使用する。
- (3) 受託事業者選定に関する審査評価内容及び経過については公表しないものとする。
- (4) 審査、評価に対する異議申し立ては受理しない。

12. 参加、企画提案書等の提出及び問合せ先

〒990-1442 山形県西村山郡朝日町大字宮宿 1115

朝日町役場総務課危機管理対策室

電話：0237-67-2111

F A X：0237-67-2117

電子メール：bousai@town.asahi.yamagata.jp

担当：菅井

(別紙)

■プロポーザル 評価基準表

審査項目		審査基準の概要	配点
実施体制	業務実績	①豊富な業務実績を有しているか。	10
	連絡調整体制	①打合せ協議、資料収集を円滑に行うことができるか。 ②進捗確認が的確にでき、問題発生時の適切な対応も考慮されているか。 ③本業務を遂行するため、統括部門、企画部門、制作部門を設けるなど実施体制が明確になっているか。 ④業務を実施していく上で町との連絡体制や業務実施体制等が明確に記載され、配慮事項も明記されているか。	15
	従事する人員について	①業務経験のあるスタッフを豊富に保有し、本業務に係る企画提案ができるか。(連携会社も含む) ②本業務従事者の能力・経験・適正は高いか。 ③本業務を実施するチームには、十分なスタッフが構成されているか。 ④専門性の高いスタッフが配置されているか。	15
企画提案	業務実施スケジュール	①業務実施スケジュールは適切か。	15
	全国大会企画について	①朝日町らしさが表現された企画となっているか。 ②プレゼンテーションに工夫がみられるか。 ③記録撮影や動画配信の体制は整っているか。 ④会場装飾は全国大会にふさわしい内容となっているか。 ⑤歓迎レセプションが魅力的な内容となっているか。 ⑥星空観望会(雨天時を含む)の企画が魅力的な内容となっているか。 ⑦仕様書に記載された事項以外に、目的達成に有益な独自の提案がなされているか。	15
	プレゼンテーション	①説明能力、質疑応答への対応、本業務に対する熱意はあるか。	10
見積金額	見積金額について	①見積金額は適正か。	20
合計			100